

第一経営

(株) 第一経営相談所
税理士法人 第一経営
社労士法人 第一経営

2025年春号
No. 188

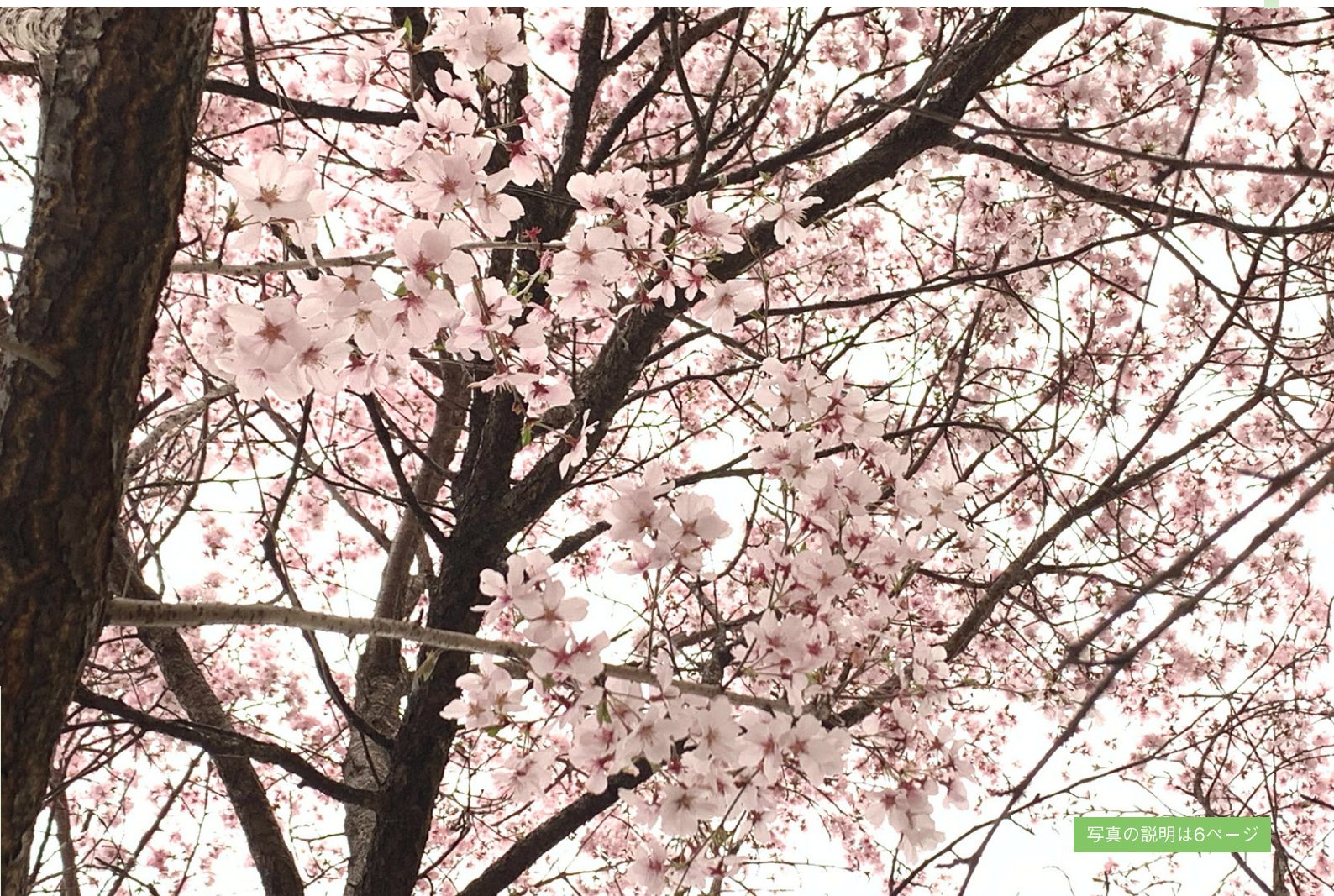
経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・ 納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・ 中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・ 中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・ 私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

P2～P3	「特集」令和7年(2025年)度税制改正について
P4	お客様景況(インボイス制度導入で、倒産件数増える)
P5	お客様紹介(株式会社童心社)／ぐる～ぶ1バス旅行報告
P6	定期総会のご案内／新入所員の紹介



R7年(2025年)度税制改正

令和7年度の税制改正は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設が行われます。また、老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等を引き上げる、等の点が大きな特徴です。

なお、令和7年度の税制改正については、書面の都合上、個人所得課税のみの報告とさせていただきます。

○物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

・所得税の基礎控除について、当初現行の48万円から10万円引き上げ、58万円となる予定でしたが、その後修正案が国会に提出され、3月4日に衆議院本会議において下記の形で可決されました。

基礎控除の上乗せ特例

1.2兆円の所得減税
(政府案含む)

1. 低所得者層の税負担への配慮(恒久的措置)

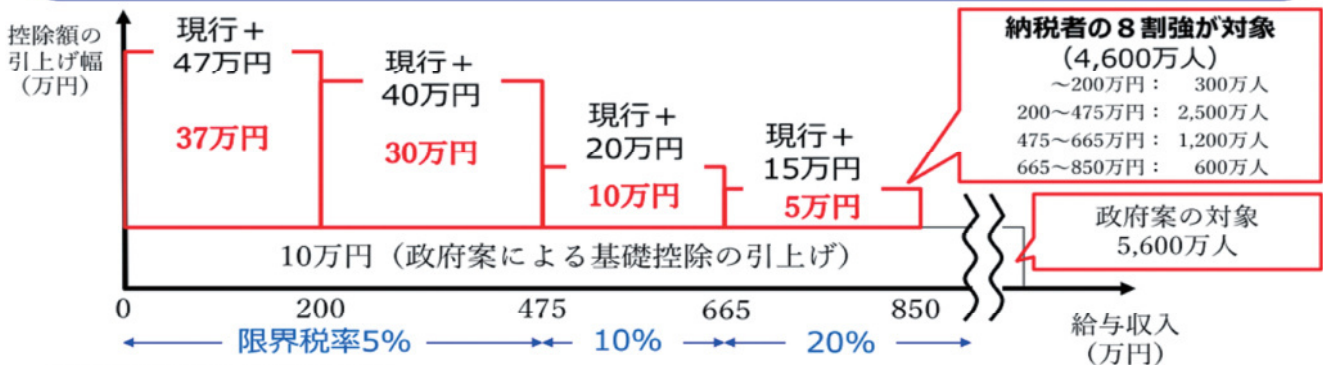
生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引上げ**

- ・給与収入200万円相当以下 47万円(政府案+37万円上乗せ)

2. 中所得者層を含めた税負担軽減(令和7年・8年)

物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫**(減税額を平準化)しつつ、**納税者の8割強を対象**に税負担軽減

- ・給与収入200万円相当超～475万円以下 40万円(政府案+30万円上乗せ)
- ・給与収入475万円相当超～665万円以下 20万円(政府案+10万円上乗せ)
- ・給与収入665万円相当超～850万円以下 15万円(政府案+5万円上乗せ)



※限界税率は単身の給与所得者の場合

※政府案の対象人数には、給与所得控除の最低保障額引上げのみの対象者含む

(出典：R7.2.28 自民党公明党 基礎控除の特例の創設について)

・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上げ、65万円(現行55万円)となります。これによって、改正後の給与所得控除額は次のようになります。

給与収入額	給与所得控除額
65万円以下	全額
65万円超 190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+80,000円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+440,000円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+1,100,000円
850万円超	195万円超

・居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年の総所得金額等から次の控除額が控除されます。具体的には右記の控除額となります。（特定親族特別控除の創設）

親族等の合計所得金額	控除額
58万円以下	63万円
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

※改正前は、親族等の合計所得金額が48万円まで（給与収入103万円まで）に限って63万円の特定扶養親族控除が受けられており、それを超える場合には控除額はゼロでした。

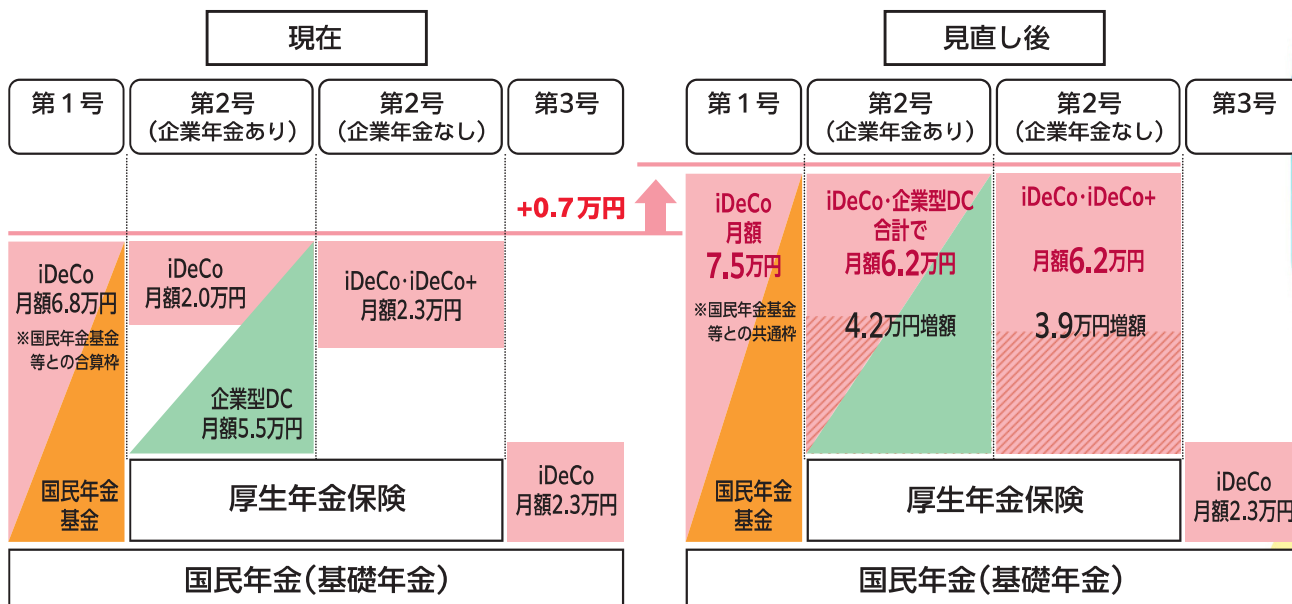
改正後は親が特定親族特別控除を満額（63万円）受ける際の親族（子等）の給与収入の上限は150万円（給与所得85万円＋給与所得控除65万円）であり、子等の給与収入188万円（給与所得123万円＋給与所得控除65万円）までは段階的に控除が受けられます。

・上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。

○確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等の引上げ

・第二号被保険者の個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共通の拠出限度額（現行：月額5.5万円）に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げられます。

・第一号被保険者の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額（現行：月額6.8万円）について、月額7.5万円に引き上げられます。



熊谷事務所 税理士 滝山 英太

(出典：財務省、厚生労働省ホームページ、早わかり税制改正のすべて Q&A)

インボイス制度から約一年経過 消費税申告増える!! 日本全体では、倒産件数増える!!!

2024年10月から2025年2月までに申告した法人の景況についてお知らせいたします。

申告累計件数は、453件で前年同時期に比べ10件減少しています。

453件のうち消費税の申告件数は、

税理士報告に基づく動向

395件で前年より21件増加しています。

増えた理由として、今まで申告義務のなかった免税事業者（課税売上高1,000万円以下）が、インボイス登録（適格請求書発行事業者）業者になった事で、申告義務が生じたことが要因とし挙げられます。実際の申告時において免税事業者がインボイス登録した場合に適用できる計算方法「2割特例」注）を選択している件数も前年の4件から29件まで増加しています。

申告件数	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
前期	31	76	173	106	114	102	102	113	122	91	46	91
当期	28	74	171	104	110	104	105	109	124	88	46	86
増減	△3	△2	△2	△2	△4	2	3	△4	2	△3	0	△5

売上高増減では、226件が増加、201件が減少となっており、増加している件数が上回っていますが、業種別に見ると、建設業だけが増加104件に対し、減少106件と減少が上回っています。

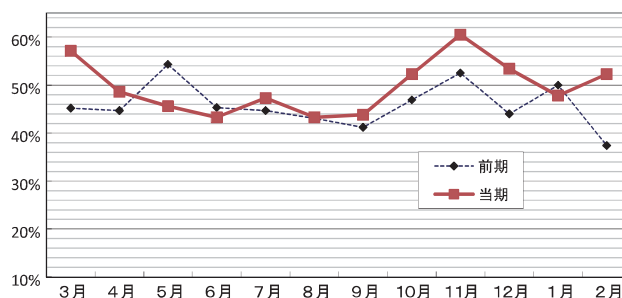
債務超過件数は、123件で前年と件数は変わりませんでした。全体の27%を占めています。

申告の内容では、申告書上黒字申告にしている件数は298件（66%、前年同時期より+20件）、実態黒字も同様の傾向で246件（54%、前年同時期より+32件）、と半数強のお客様が黒字経営となっています。

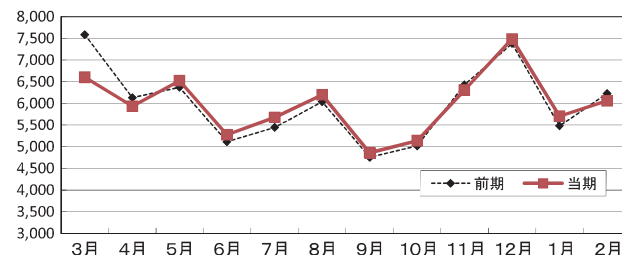
利益額では、100万円以上が183件（前年より9件増）、1,000万円以上が60件（前年より4件増）となっており、黒字申告の増加に伴い利益額も増加傾向となっています。

役員報酬では、平均615万円で、前年（613万円）とほぼ変わりませんでした。

実態黒字割合比較



役員報酬平均額



建設業の倒産が多くなっています。帝国データバンクの調べでは、2024年に発生した建設業の倒産は1,890件、過去10年間で最も多くなっています。特に従業員10人未満の事業者が92%を占めており、小規模事業者の倒産が大半を占めています。要因として木材も含めた建築資材価格の高騰による物価高倒産

（250件）、転退職を含む従業員不足による人手不足倒産（99件）、コロナ融資返済の負担によるゼロゼロ融資倒産（143件）などが挙げられています。

お客様においても、コロナ融資の返済が始まっています。融資額が大きいと返済額も大きくなりますので、資金繰りには注意が必要です。

弊社では、諸材料高騰による価格交渉支援ツールや埼玉県の価格転嫁相談窓口への紹介、資金繰り相談を行っていますので、お気軽に担当者までご相談ください。

越谷事務所 遠藤 和之

注）「2割特例」＝インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることが出来る特例制度

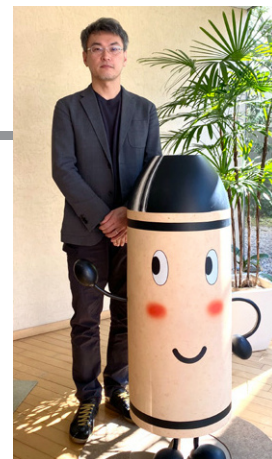
お客さま紹介

お客様を大切にしながら、
地域に根ざして奮闘している
会社のなかから、今回は東京
都文京区の株式会社 童心社
様をご紹介します。

株式会社 童心社

東京都文京区千石4-6-6 Tel 03-5976-4181 代表取締役 後藤 修平

東京都文京区にある株式会社童心社は、戦争を経験した村松金治・稲庭桂子夫妻が「子どもたち自身で平和な世の中を作っていけるように。そして大人たちは二度と戦争をしてはいけない。」という思いから紙芝居の専門出版社として1957年に創業しました。その後、絵本や児童図書へと分野を広げ、赤ちゃんから中学生ぐらいの育ちに応じたものを出版しています。後藤社長は子どもも大人も楽しくなるような、子どもが健全に育つ手助けになるような本と紙芝居を出版したいと思っています。絵本や紙芝居を読み聞かせることは、子どもに温かな関心を持つことに他なりません。本や紙芝居を介してコミュニケーションをとることは、子どもの発育に重要な影響があると考えており、「親や保育士さんなど温かな声で読み聞かせてくれる人がたくさんいてほしい。子どもたちにいい人生を歩んでほしい。」そんな思いを込めて絵本を出版しています。



童心社は、出版社と作家の関係性を崩すものとしてインボイス制度に反対しています。出版社にとっては、作家さんは代わりのきかない大切な存在であるため、作家さんが免税事業者であっても、従来通りの契約を維持しています。今後、消費税の納税負担が増加していく中でどうやって利益を確保していくか、その道を探っています。

ぐる〜ぷ1

バス旅行(横浜散策)のご報告



ぐる〜ぷ1のバス旅行が3月23日に開催され、夏を思わせるような晴天の下、21人の参加で楽しくいってきました。

この横浜への旅行は2019年10月に予定され、

実施2日前に大型台風の接近で急ぎょ中止、昨年の10月の予定も中止になったもので、懸案の横浜へのバス旅行でした。今回は「ゆったり横浜散策」ということで朝9時に大宮シーノ前を出発、横浜では自由時間をたっぷり取り、16時30分には大宮に到着というスケジュールでした。

横浜では最近話題のエア・キャビンに乗車、食事のあと中華街・山下公園でゆったりと自由時間を取り、帰りは山下公園から横浜駅までシーバスに乗船しました。初夏並みの暑さの中、参加者は半そでになって人ごみの横浜散策を楽しみました。ゆったりスケジュールは好評で、楽しかったとの感想が寄せられました。

第一経営・ぐる〜ぷ1第36回定期総会のご案内

日時 2025年6月25日(水) 13:00受付開始

会場 ホテルブリランテ武蔵野2階「エメラルド」

スケジュール 基調講演/13:40～15:20 活動報告/15:20～15:40
分散会/15:50～17:20 懇親会/17:30～19:15

基調講演：「うちでは新卒採用なんてムリ」そんな悩みを解決します! (仮題)



講師 ▶ 深澤 了氏 (むすび株式会社代表取締役)

〈講師プロフィール・講演内容〉

CMプランナー、コピーライターとして活躍後、2015年むすび(株)を設立、中小企業の採用問題について、自社の理念や運営方針、従業員待遇などを積極的に発信する中で得た、実際の多くの成功例を紹介します。ぜひお聞かせください。

参加費 会員4,000円 未会員5,000円 講演のみ2,000円

2025年度 新入所員の紹介

表紙写真

地元、熊谷桜堤の写真です。撮影日を見ると、第一経営入社から数日の頃でした。改めて、初心を忘れることなく日々の業務に邁進しようと思います。新たな季節の始まりとともに、皆様の一層のご活躍を祈念いたします。

大宮事務所 後上 結実

編集後記

毎年、この時期には花粉症に悩まされる方が多いと思います。私もそのうちの一人です。そもそも私が子供の頃には花粉症という言葉にあまり馴染みがありませんでしたが、生活や自然環境の変化が関係し今では2人に1人が発症するという国民病と呼ばれるまでになったそうです。花粉対策には日々の心がけが欠かせません。マスクを着用する、うがいをするなど簡単にできる習慣から対策をし、乗り切っていきたいと思います。

熊谷事務所 大平 はるか

(本部事務所)
柴田 麻美

(川口事務所)
須田 智美

(越谷事務所)
関口 健太

(川口事務所)
太田 駿平
(写真右から)

発行

株式会社 第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集

担当者(山中・吉田)にご連絡下さい。

ホームページ <https://www.daiichi-keiei.com/>